

別紙

那覇市性の多様性を尊重する社会を実現するための
条例制定における考え方について【答申】

令和 8 年 9 月

那覇市男女共同参画会議

1 那覇市男女共同参画会議からの意見

那覇市男女共同参画会議では、条例素案をもとに全5回の会議を開催し、条例制定の意義について確認したほか、当事者支援団体との意見交換会やパブリックコメントの結果を受けての審議等を行いました。

審議の中では、条例の主旨を明確にするために名称を「那覇市性の多様性を尊重する社会を実現するための条例」に変更するとともに、性の多様性に対する基本的な考えとして、性の多様性は、個人の課題ではなく、人の尊厳と人権の課題として捉えることが重要であることを委員全員で確認しました。そのうえで、前文で「人権」と「尊厳」という言葉を明確に位置付けることとしました。

また、人の尊厳と生き方に関わることから、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とした差別的取扱いは、社会のあらゆる場面において行ってはならないとの条項を設けるとともに、学校、職場および地域社会において理解促進や啓発活動を積極的に展開し、差別的取扱いの解消に向けた環境整備が求められることも確認しました。

一方、アンケートやパブリックコメントでは、「(性的少数者は)身近にいない」「性の多様性はヨーロッパの文化で、性の多様性の尊重については反対する」などの意見が散見されたことから、「性の多様性を尊重する社会」は、いまだ道半ばであることがわかりました。

これらの状況を踏まえ、性の多様性を尊重する社会の実現には、行政による施策だけでなく、市民等、事業者、教育に携わる者、地域コミュニティ等が相互に理解し、連携して取り組んでいくことが必要と考えます。

那覇市が第5次那覇市総合計画で掲げている人権が尊重され、誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくりを達成するためにも、性の多様性行政の集大成の1つとして、当該条例を制定することは、意義があると考えます。

なお、条例制定にあたっては、以下のとおり提言いたします。

2 提言

- (1) 条例に基づく施策の実施状況及び課題を継続的に把握・検証し、その結果を今後の施策及び計画の見直し等に反映すること。
- (2) 市民等と意見交換会・研修会等を定期的実施し、課題を洗い出すこと。
- (3) 市は、こどもたち一人ひとりが自分らしく生き、多様な性について考え学べる教育環境づくりを推進するとともに、教育に携わる者が、性の多様性について理解を深め適切に対応することができる研修の実施等環境整備に努めること。
- (4) 国の法制度を踏まえ、必要に応じて条例の改正や制度の拡充を検討すること。
- (5) 市は条例制定後、性の多様性を尊重する社会の実現に向け、協働によるまちづくりの方針のもと、他の自治体、関係機関、関係団体、企業、地域のNP0等と連携し、実効性のある施策を推進すること。
- (6) 市民等が安心して相談窓口を利用できるよう、個人情報取扱い等の運用ルールや相談体制及び適切な対応の仕組みの整備をすること。

那覇市性の多様性を尊重する社会を実現するための条例（案）

那覇市は、万国津梁の精神の下、様々な国と地域の技術や文化を取り入れたことにより、豊かな文化を育み、新たな価値を創造し、発展してきた。

グローバル化や少子高齢化等社会環境が大きく変化する中で、私たちは、互いの尊厳を尊重し、多様な個性を理解するとともに、誰一人取り残さないまちを地域社会と連携して創っていくことが必要である。

市では、平成27年7月19日に「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言をした。この宣言は、性についての多様性を理解し、かつ、人権として尊重することを明確にし、市民が平等に過ごすことができる社会を目指すための重要な一歩となった。また、平成28年にはパートナーシップ登録を開始し、さらに令和4年にはファミリーシップ登録へと制度を拡大し、多様な家族の形を認め合うための具体的な取組を始めた。

性の多様性は、あらゆる差別や偏見を受けることなく自分らしく生きるために、社会全体で尊重されなければならない。

市は、性の多様性を尊重する社会の実現に向けて、地域社会全体で取り組むことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、性の多様性を尊重する社会の実現に向けた施策の推進に関し、基本理念を定め、市、市民等、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにし、市の施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって性の多様性を尊重する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的指向 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。
- (2) ジェンダーアイデンティティ 自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

- (3) 性の多様性 性的指向及びジェンダーアイデンティティの在り方が単一ではなく、幅広い範囲を持つことをいう。
- (4) 性の多様性を尊重する社会 性の多様性について市、市民等、事業者及び教育に携わる者が理解し、何人も差別的な取扱いを受けることなく生活ができる社会をいう。
- (5) 市民等 本市に住所若しくは居所を有する者又は本市に通勤若しくは通学をする者をいう。
- (6) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人その他団体をいう。
- (7) 教育に携わる者 市内において学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人又は団体をいう。
- (8) パートナースhip 互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に支え合う、2人(その一方又は双方の性的指向が必ずしも異性愛のみでない場合又はジェンダーアイデンティティが戸籍上の性別とは異なる場合に限る。)の関係をいう。
- (9) ファミリーシッp パートナースhipにある者、これらの者のいずれかの3親等内の親族で同居しているものその他市長が認める者で構成される日常生活を営む関係をいう。

(基本理念)

第3条 性の多様性が尊重される社会を実現するための施策は、全ての人が性的指向又はジェンダーアイデンティティを理由とする差別的取扱いを受けることなく個性と能力を十分に発揮し、自らの意思と責任により、多様な生き方を選択できる社会を構築することを旨として、推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、性の多様性を尊重する社会を実現するための施策(第13条を除き、以下「施策」という。)を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、施策を推進するに当たっては、市民等、事業者及び教育に携わる者の協力を得るとともに、国、他の地方公共団体その他関係機関と連携して取り組むこととする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる場面において、性の多様性に関する理解を深めるよう努めるとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、性の多様性に配慮した就労環境等の整備に努めるとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。

(教育に携わる者の責務)

第7条 教育に携わる者は、性の多様性を尊重する意識の醸成に配慮した教育を行うよう努めるとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。

(差別的取扱い等の禁止)

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる場面において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性的指向又はジェンダーアイデンティティを理由とする差別的取扱いを行うこと。
- (2) 性的指向又はジェンダーアイデンティティを、本人の意に反して公にすること。
- (3) 性的指向又はジェンダーアイデンティティを公にすることを強制し、又は禁止すること。

(広報啓発活動)

第9条 市は、性の多様性に対する市民等、事業者及び教育に携わる者の理解を深めるため、必要な広報及び啓発のための活動を行うものとする。

(性の多様性を尊重する週間)

第10条 市は、性の多様性を尊重する社会の実現を図るため、性の多様性を尊重する週間を設ける。

2 前項の性の多様性を尊重する週間は、7月19日を含む市長が定める1週間とする。

(計画の策定)

第11条 那覇市男女共同参画推進条例(平成17年那覇市条例第2号)第11条第1項の規定により策定する男女共同参画計画は、施策についての計画を含むものでなければならない。

(パートナーシップ・ファミリーシップの登録等)

第12条 市長は、パートナーシップにある者及びこれらの者とファミリーシップにある者を登録するための制度を設けなければならない。

(相談及び苦情の申出)

第13条 市民等、事業者及び教育に携わる者は、市が実施する性の多様性を尊重する社会を実現するための施策又は性の多様性を尊重する社会の実現を阻害するおそれがあると認められる施策について相談又は苦情があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合、必要に応じて那覇市男女共同参画会議(那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)別表に規定する那覇市男女共同参画会議をいう。)の意見を聴き、適切な措置を講ずるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。

諮 問 第 1 号
令和 6 年 11 月 5 日

那覇市男女共同参画会議
会長 新垣 誠 様

那覇市長 知念 寛



那覇市男女共同参画会議への諮問について（諮問）

那覇市男女共同参画会議規則第 2 条の規定に基づき、下記の事項について、
貴会議の意見を求めます。

記

諮問事項

那覇市性の多様性を尊重する条例（仮称）の制定及び課題について審議を求
める。